

奥村あきこ レポート



奥村あきこ事務所 中央区月島3-23-5
電話 3531-7136
区議団控室 電話 3546-5575
中央地区委員会 電話 3551-6820

ブログもご覧ください 『奥村あきこ』 で検索！

月島スポーツ プラザの休館

臨時的な措置として

月島第三小プール利用の拡大を

いま、月島スポーツプラザが大規模改修工事のため休館しています。



休館期間は今年10月1日～来年6月30日までの予定ですが、健康増進のためプールを利用し、泳ぐことを日課としていた方々から「これまで通り、泳いだり水中ウォーキングできるプールを身近な場所で提供してほしい」という声が多く聞かれます。

月島から毎日通えるか？

浜町のスポーツセンター

区は、月島第三小学校と中央小学校のプールを代替施設として開放していますが、どちらも平日の利用は夕方からで、中央小学校は団体貸切のみ、個人利用はできません（下記表参照）。区は「午前中から泳ぎたい」というような方は日本橋浜町の総

合スポーツセンターの利用を」と言いますが、浜町まで通うのは地下鉄の乗り継ぎやバス利用などを考えても大変です。

※浜町スポーツセンターのプールは午前7時～午後9時30分で、月島スポーツプラザと同じ。

月島第三小プール

「午前中から開放して」

いちばん近い月島第三小学校のプールを午前中から利用できるようにすることが現実的です。

10月に開かれた決算特別委員

会で、私は

●学校施設内のプールだが出入口は「アートはるみ」内にあり、授業などに影響は及ばない

●月島スポーツプラザ休館中に不要となっているプール監視員の経費を、月島第三小に回せば、監視員配置も十分に可能

●健康増進のための運動習慣を

休止期間中の代替施設

学校名	利用時間		利用対象
月島第三小学校	平日	午後6時～9時	個人利用 団体貸切
	土曜日	午後1時～9時	
	日曜・休日	午前9時～午後9時	
中央小学校	平日	午後3時45分～5時45分	団体貸切 ※月島スポーツプラザ利用団体に限る。
	土曜日	午前10時～正午	

継続できるようにすることが大切

●6月までの臨時的な措置を

と訴え、月三小プールの利用拡大を求めましたが、区の答弁は「プール以外でも運動はできる」と、関節などを痛めて水中ウォーキングなどに励む利用者への配慮を欠いたものでした。今後も改善を求めています。

台風15号・19号各地で被害

豪雨災害の対策強化を

全国各地で甚大な被害を及ぼした台風15号・台風19号ですが、区内でも一部、軽微とはいえない被害がありました。

区内では

「児童館」が浸水被害

佃児童館では、4階ホールの天井雨漏りにより、4階及び3階の一部が浸水し、現在でも利

用できない状況となっています。

11月12日の環境建設委員会で確認したところ、改修についてはどういった手法をとるか、工事期間についてもまだ未定とのことでした。

現在、学童クラブは同建物内1・2階にある乳幼児クラブ室やシニアセンター会議室を活用



して代替施設としているため、子どもたちはもちろん、高齢者の方たちも不自由を強いられています。早い復旧が待たれます。

避難所開設3ヶ所

倒木被害も

区内では街路樹などの倒木もあり（15号1136本、19号38本）、19号の際には月島社会教育会館など3ヶ所で自主避難所が開設されました（下表参照）。

また、ハザードマップなどをダウンロードするために、中央区ホームページへのアクセスが集中し、一時つながりにくい事態も起きました。区は、災害時には災害用画面へ切り替えるなど改善をはかるとしています。

地球温暖化により、今後も拡大は避けられない豪雨災害に向けて、災害対策の総点検とさらなる対策を求めています。

「2020年度予算要望書」を 区長に提出しました



右から私（奥村）、
小栗議員、山本区長

日本共産党中央地区委員会と区議団は、11月5日（火）に、2020年度予算編成に関する要望書を区長に提出しました。

全729項目の要望の中から、

- 豪雨災害などに備え、区内マンションの水害対策の総点検をすすめること。
 - 「幼児教育・保育の無償化」を受けて、23区中18区で実施されている保育園の給食費無償化を中央区でも実施すること。
- 等を重点要望として区長に求めました。

開設施設及び避難者数（延べ人数）

施設名	避難者数		
	区内居住者	区外居住者	合計
京橋プラザ区民館 （3階第5号室和室）	6人	5人	11人
日本橋公会堂 （2階第3洋室）	24人	9人	33人
月島社会教育会館 （4階第2和室）	14人	1人	15人
合計	44人	15人	59人

※避難者最大時人数 56人（10月12日（土）午後8時～10時）

なんでも
生活相談

3546-5563（区議団控え室）
3531-6820（中央地区委員会）

無料
法律相談

毎月第3火曜日3時から
要予約 連絡先は同上